平成２６年（フ）第１８４号
神奈川県横須賀市根岸町２丁目24番３号　伊藤荘102
破産者　本多三智也
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第８０号
千葉県成田市新田281―26、住民票上の住所新潟県長岡市宝１丁目３番地３
破産者　野川　克久
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１３６号
新潟県長岡市宮内８丁目５番23号
破産者　半藤　卓也
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
静岡県伊豆市柏久保500番地の１　エクセレント安藤101
破産者　星谷小百合
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２６号
愛知県一宮市中町２丁目10番18号　エスポワール101号
破産者　清本　一美（旧姓福村）
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２４９号
愛知県一宮市笹野1261番地
破産者　福村　政光
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２７０号
愛知県稲沢市西島新町160番地　市営住宅西島団地（１）25―908
破産者　木崎　真琴
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１７４号
愛知県豊田市御幸本町２丁目202番地11　第１板倉マンション303号
破産者　新井琴哲こと　朴　　琴哲
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２６３号
愛知県知立市谷田町本林２丁目16―１　クリエイションビル４Ｄ、住民票上の住所青森県青森市矢作１丁目８番17号
破産者　川村　竜夫
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３４９号
愛知県刈谷市築地町３丁目31番地５
破産者　河合　博夫
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７７号
京都府向日市寺戸町瓜生１番地の23
破産者　美山　俊江
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９９９号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地１―106号、前住所京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地21―103号
破産者　土堤内清昭
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４５６号
兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目32番43号
破産者　桐村　政希
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第７号
鳥取県倉吉市西福守町747番地
破産者　松井　和久
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第２０６号
広島県福山市芦田町大字福田2819番地15
破産者　坂本　幸彦
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第４１号
山口市平井1583番地１　サンパティーク205
破産者　藤田栄美子
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４８号
長崎県長崎市南が丘町２番36号　椋木アパート201号室、開始決定時の住所長崎県長崎市矢の平２丁目16番27号
破産者　森　　利武
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第２５９号
千葉県成田市青山242番地１
破産者　有限会社田舎家
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第５４号
群馬県高崎市井野町380番地１ミレニアムＡ202号
破産者　株式会社Ｒｏｎｄａ
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部